

神奈川県監査委員報告第 10 号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。

令和元年 7 月 8 日

神奈川県議会議長	梅 沢 裕 之 殿
神奈川県知事	黒 岩 祐 治 殿
神奈川県教育委員会教育長	桐 谷 次 郎 殿
神奈川県公安委員会委員長	草 壁 悟 朗 殿

神奈川県監査委員	村 上 英 嗣
同	太 田 眞 晴
同	吉 川 知惠子
同	桐 生 秀 昭
同	松 崎 淳

第 1 監査の対象

平成 31 年定期監査の対象となる出先機関 354 か所のうち、令和元年 5 月 7 日までに結果を取りまとめた 77 か所（他の出先機関及び本庁機関については、今後、監査結果を取りまとめ次第報告する予定）

第 2 監査の実施

1 監査実施期間

平成 31 年 1 月 15 日から令和元年 5 月 7 日まで

（職員調査は、平成 30 年 12 月 3 日から平成 31 年 3 月 25 日まで実施）

2 監査の範囲

平成 30 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに必要に応じてその他の事務の執行について監査を実施した。

なお、必要に応じて、前回監査実施後の平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその他の事務の執行についても監査の範囲とした。

第 3 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が 30 件認められ、その内訳は不適切事項 29 件、要改善事項 1 件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。

局 等	実施箇所数	指摘事項が認められた箇所		内 訳			
		不適切事項		要改善事項			
		箇所数	件数	箇所数	件数	箇所数	件数
政 策 局	か所 2	か所 0	件 0	か所 0	件 0	か所 0	件 0
総 務 局	5	0	0	0	0	0	0
国際文化観光局	2	0	0	0	0	0	0
環境 農 政 局	5	1	2	1	2	0	0
福祉子どもみらい局	4	2	4	2	4	0	0
健 康 医 療 局	5	3	4	3	4	0	0
産 業 労 働 局	6	0	0	0	0	0	0
県 土 整 備 局	7	3	6	3	5	1	1
企 業 庁	4	3	4	3	4	0	0
教 育 委 員 会	25	7	9	7	9	0	0
公 安 委 員 会	12	1	1	1	1	0	0
計	77	20	30	20	29	1	1

(注) 1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案
- ⑤ 前回までの監査で不適切事項又は注意事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない。

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項 29 件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数	構 成 率
予 算 執 行	2	% 6.9
収 入	4	13.8
支 出	6	20.7
会 計 事 務 处 理	0	0
契 約	4	13.8
課 稅 徴 収	0	0
工 事	1	3.4
補 助 金	0	0

現金・有価証券	0	0
財産	1 1	3 7 . 9
庶務	0	0
その他の	1	3 . 4
計	2 9	1 0 0 . 0

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目を合計しても100にならない場合がある。

(2) 特記すべき事案

不適切事項29件のうち、特記すべきものが次のとおり7件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

- (ア) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの
該当なし。

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

歳計外現金事務において、個人事業者である設計士と締結した設計監理業務委託契約の対価13,601,520円のうち前払金4,080,000円の支払に当たり、源泉徴収が不要であると誤認したため、法定納期限内に所得税及び復興特別所得税1件、669,322円の源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税及び延滞税38,600円の賦課決定を受けて同額を納付していた。

(環境農政局 神奈川県畜産技術センター p. 6)

- (ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

○ 収入事務において、児童福祉施設措置費負担金（平成30年4月分から同年9月分まで）12件、44,552,012円について、調定が3月を超えて遅れていた。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園 p. 6)

○ 支出事務において、一般廃棄物処分・運搬費ほか18件、2,257,206円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息7件、2,400円を支払っていた。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園 p. 6)

(エ) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

- (オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- (カ) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの

いずれも該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

- (ア) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

- a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
該当なし。

b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの

(a) 収入

公園使用料及び海岸使用料の収入未済2件、17,190円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、公園使用料の収入未済1件、16,956円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。

(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p. 7)

(b) 支出

一般廃棄物処分・運搬費ほか18件、2,257,206円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息7件、2,400円を支払っていた。【再掲】

(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園 p. 6)

(c) 財産

○ 電柱の設置などのための行政財産使用許可9件に係る更新許可（許可期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで又は平成30年4月1日から平成35年3月31日まで、使用料計44,418円）について、平成30年3月29日までに許可を行うべきところ、同年6月26日に行っていった。

(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所 p. 7)

○ 行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが128件あった。

(企業庁 神奈川県企業庁鎌倉水道営業所 p. 8)

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

該当なし。

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

- a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
 - b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
 - c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの
 - d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの
- いずれも該当なし。

(I) 前回監査の不適切事項について是正、改善等がされていないもの

- a 「措置状況通知」に記載された措置を講じていなかったもの
 - b 措置の実効が挙がっていないもの
 - c 督促しても「措置状況通知」の提出が6月以上なかったもの
- いずれも該当なし。

3 要改善事項

要改善事項1件は次のとおりである。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
該当する事案は認められなかった。
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

公園使用料の調定に関する件

(県土整備局 神奈川県横須賀土木事務所)

神奈川県立葉山公園（以下「葉山公園」という。）における駐車場の管理許可に伴う土地使用料について、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までを対象期間とする分の調定を翌年度である平成 30 年 4 月に行っていた。

葉山公園においては指定管理者制度が導入されており、葉山公園の指定管理者は、公園利用者のサービス向上のために、レンタサイクル、レジャー用品レンタル、自動販売機の設置及び駐車場の管理運営を自主事業として行っている。

上記自主事業のうち駐車場の管理運営についてみると、横須賀土木事務所が指定管理者に対して、都市公園法第 5 条の規定に基づき公園施設の管理許可を行っており、その許可期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとなっている。そして、公園施設の管理許可に当たっては、神奈川県都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第 24 条に基づき、使用料を徴収することとされており、その算定に当たっては、都市公園条例別表第 2 により、使用部分の土地の面積や使用期間などに応じて算定することとなるが、駐車場に係る使用料については、「指定管理者等に対する都市公園使用料の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 1 日都公第 453 号 県土整備部長通知）において、土地の面積については直接使用収益をあげている区域のみを、使用期間については駐車料金を徴収する日数のみをそれぞれ算定の対象とすることとする特例措置が定められている。

葉山公園の駐車場には、常設駐車場（使用料徴収対象面積 1,022.52 m²、収容台数 30 台）と臨時駐車場（使用料徴収対象面積 2,071.57 m²、収容台数 84 台）があり、駐車料金を徴することのある期間（以下「有料開場期間」という。）は、ともに 7 月、8 月及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの期間並びにこれら以外の期間における土曜日、日曜日及び祝日とされているが、常設駐車場は、有料開場期間の全日開場されるのに対して、臨時駐車場は、指定管理者が有料開場期間の各日の状況に応じて開場する日を決定しており、有料開場期間が終了するまでは、駐車料金を徴収する日数が確定しないことになる。このようなことから、横須賀土木事務所は、対象期間の終了後に常設駐車場及び臨時駐車場を合わせた駐車場全体に係る土地使用料の調定を一括して行っており、平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までを対象期間とする分については、翌年度である平成 30 年 4 月 12 日に 2,004,484 円の調定を行っていた。

しかしながら、同一の公園における公園施設で、管理許可を一体で行っているものであっても、当該管理許可に伴う土地使用料の調定を一括して行う必要はなく、調定を行うことができる要件が整ったものから順次行うこととも可能であることから、年度当初に既に管理許可がなされているにもかかわらず、当該管理許可に伴う土地使用料の調定を一括して翌年度に行っている現状は、早期の収入確保の観点からみて適切とは認められない。また、横須賀土木事務所では、同事務所管内の他の都市公園における駐車場の管理許可や年度当初に占用許可がなされている道路、河川等の当該占用許可に伴う土地使用料の調定は、遅くとも第 1 四半期内には行われていることから、これらの事案との公平性の観点からみても適切とは認められない。

したがって、葉山公園における駐車場の管理許可に伴う土地使用料の調定に当たっては、早期の収入確保や他事案との公平性の確保を図るために、常設駐車場と臨時駐車場の調定を対象期間の終了後に一括して行うのではなく、年度当初に駐車料金を徴する日数が確定している常設駐車場については、年度開始後、速やかに調定を行うこととともに、臨時駐車場についても、事務処理の負担にも留意しつつ、四半期など一定の期間が経過して駐車料金を徴する日数が確定するごとに調定を行うこととするなどして、土地使用料の調定に係る事務が適切に行われる

よう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

監査した 77 か所のうち、不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は 20 か所、認められなかった箇所は 57 か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所（20 か所、30 件）

ア 環境農政局（1 か所、2 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県畜産技術センター	平成31年3月13日（平成31年2月12日職員調査）	(不適切事項) 1 契約事務において、産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約（単価契約、概算総額314,145円）の締結に当たり、対価の支払の時期について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、検査を終了した後相手方から適法な支払請求を受けた日から30日以内とすべきところ、40日以内としていた。 2 歳計外現金事務において、個人事業者である設計士と締結した設計監理業務委託契約の対価13,601,520円のうち前払金4,080,000円の支払に当たり、源泉徴収が不要であると誤認したため、法定納期限内に所得税及び復興特別所得税1件、669,322円の源泉徴収及び納付を行っていなかった。その結果、不納付加算税及び延滞税38,600円の賦課決定を受けて同額を納付していた。

[特記前出]

イ 福祉子どもみらい局（2 か所、4 件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立おおいそ学園	平成31年3月5日（平成31年2月1日職員調査）	(不適切事項) 1 予算の執行において、消火器の更新（契約額25,168円）に当たり、消火器の新規購入23,168円については「（節）需用費」とすべきところ、既存品の処分費と併せて全額を「（節）委託料」で執行していた。 2 収入事務において、児童福祉施設措置費負担金（平成30年4月分から同年9月分まで）12件、44,552,012円について、調定が3月を超えて遅れていた。 [特記前出] 3 支出事務において、一般廃棄物処分・運搬費ほか18件、2,257,206円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息7件、2,400円を支払っていた。
神奈川県立中井やまゆり園	平成31年2月21日（平成30年12月21日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電力柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成30年度の共架柱等に係る使

		用料2件、3,122円が徴収不足であった。
--	--	-----------------------

ウ 健康医療局（3か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立衛生看護専門学校	令和元年5月7日（平成31年1月31日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、平成30年11月分のIP通信網サービス料金(3,888円)について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、延滞利息26円を支払っていた。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが1件あった。
神奈川県立よこはま看護専門学校	平成31年3月18日（平成31年2月5日職員調査）	(不適切事項) 契約事務において、学生健康診断業務委託契約（契約額4,752円）の締結に当たり、会計局長通知による契約書作成日の特例に該当しないにもかかわらず、契約締結日である平成30年10月2日から遡及して、同月1日から契約の効力が生じることとしていた。
神奈川県立平塚看護大学校	平成31年2月15日（平成31年1月9日職員調査）	(不適切事項) 予算の執行において、消火器の更新（契約額187,000円）に当たり、既存品の処分費12,500円については「（節）委託料」とすべきところ、新規購入費と併せて全額を「（節）需用費」で執行していた。

エ 県土整備局（3か所、6件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所	平成31年1月31日（平成30年12月19日から同月21日まで職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、公園使用料及び海岸使用料の収入未済2件、17,190円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、公園使用料の収入未済1件、16,956円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 [特記前出] 2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 電柱の設置などのための行政財産使用許可9件に係る更新許可（許可期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで又は平成30年4月1日から平成35年3月31日まで、使用料計44,418円）について、平成30年3月29日までに許可を行うべきところ、同年6月26日に行っていた。 [特記前出] (2) 電柱の設置などのための行政財産使用許可について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う変更許可を行っていなかった。その結果、使用料14件、4,847円が徴収不足であった。

		(要改善事項) 「公園使用料の調定に関する件」 (前記 3 (2) 参照)
神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター	平成 31 年 2 月 5 日 (平成 30 年 12 月 26 日及び同月 27 日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯 1 基が共架されているものがあった。
神奈川県流域下水道整備事務所	平成 31 年 2 月 27 日 (平成 31 年 1 月 15 日及び同月 16 日職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、相模川流域下水道右岸処理場焼却炉補機棟改築工事（土木・建築）平成 29 年度相模川流域下水道右岸処理場焼却炉補機棟改築工事（土木・建築）県単（その 2）合併（最終契約額 342,614,880 円）の設計に当たり、工事監理業務の委託対象工事として必要となる委託監督員の業務範囲や委託監督員の通知について明示した特記仕様書を設計図書として添付していなかった。この結果、入札公告時に入札参加者に対して委託監督員の設置の有無や業務範囲を明示しておらず、また、契約時に委託監督員の設置に係る通知をしていなかった。

才 企業庁（3か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁 相模原南水道営業所	平成31年3月 13日（平成31年2月6日及び同月7日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、車両運搬具修理代 1 件、17,280 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県企業庁 鎌倉水道営業所	平成31年4月 2日（平成31年1月21日及び同月22日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、行政資産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが 128 件あった。 [特記前出]
神奈川県企業庁 茅ヶ崎水道営業所	令和元年5月 7日（平成31年1月17日職員調査）	(不適切事項) 1 契約事務において、空調設備保守点検委託（契約額 230,040 円）について、上期の定期点検及びフィルター清掃の履行確認に当たり、対象機器 1 台が点検前に撤去されていたにもかかわらず、履行済みとして検査を完了し、契約額全額を支払っていた。また、下期のフィルター清掃に当たり、対象機器 2 台が更新されていたにもかかわらず、契約内容を変更していなかった。 2 財産管理事務において、行政資産の使用許可に当たり、神奈川県公営企業固定資産管理規程の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤つて許可しているものがあった。これにより使用料 1 件、2 円が徴収不足であった。

力 教育委員会（7か所、9件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会教育局中教育事務所	平成31年4月4日（平成31年2月26日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、全国人権・同和教育研究大会の参加資料代（1件、5,000円）について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。
神奈川県立図書館	平成31年4月9日（平成31年2月8日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、生涯学習情報システム機器賃貸借契約に係る平成30年8月分の支払額122,958円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息100円を支払っていた。 2 契約事務において、産業廃棄物収集・運搬及び処理業務委託契約（単価契約、概算総価額388,800円）の締結に当たり、契約書に契約単価を誤って記載していた。
神奈川県立川崎図書館	平成31年3月27日（平成31年1月29日職員調査）	(不適切事項) 支出事務において、専門図書及び雑誌の購入代3件、881,089円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1,500円を支払っていた。
神奈川県立横浜旭陵高等学校	平成31年3月5日（平成31年1月7日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯9基が共架されているものがあった。
神奈川県立柏陽高等学校	平成31年3月18日（平成31年1月7日職員調査）	(不適切事項) 財産管理事務において、自動販売機等の設置に係る教育財産の目的外使用許可（1.42m ² ）に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料1件、1,297円を過大に徴収していた。
神奈川県立瀬谷養護学校	平成31年4月16日（平成31年2月14日職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費等の庁費立替収入1件、4,979円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、平成29年7月10日から平成35年7月31日までを使用期間とする申請に対し、教育財産の管理等に関する規程及び教育財産の目的外使用許可取扱要領に基づき許可期間を平成29年7月10日から平成34年3月31日までとすべきところ、平成35年7月31日までとしていた。
神奈川県立平塚養護学校	平成31年4月4日（平成31	(不適切事項) 財産管理事務において、公衆電話室の設置に係る教育

	年 1 月 28 日職員調査)	財産の目的外使用許可に当たり、使用許可日数を誤認したため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料 1 件、2 円を過大に徴収していた。
--	-----------------	---

キ 公安委員会（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県戸塚警察署	平成 31 年 3 月 8 日（平成 31 年 2 月 5 日 職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政財産使用料の収入未済 1 件、100,093 円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかつた箇所（57か所）

ア 政策局（2か所）

神奈川県統計センター、神奈川県立公文書館

イ 総務局（5か所）

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県小田原県税事務所

ウ 国際文化観光局（2か所）

神奈川県パワースポーツセンター、神奈川県立国際言語文化アカデミア

エ 環境農政局（4か所）

神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県水産技術センター内水面試験場、神奈川県水産技術センター相模湾試験場

オ 福祉子どもみらい局（2か所）

神奈川県立女性相談所、神奈川県立さがみ緑風園

カ 健康医療局（2か所）

神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県立煤ヶ谷診療所

キ 産業労働局（6か所）

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川障害者職業能力開発校

ク 県土整備局（4か所）

神奈川県平塚土木事務所、神奈川県藤沢土木事務所、神奈川県厚木土木事務所、神奈川県厚木土木事務所東部センター

ケ 企業庁（1か所）

神奈川県企業庁藤沢水道営業所

コ 教育委員会（18か所）

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立体育センター、神奈川県立横浜緑

ヶ丘高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立白山高等学校、神奈川県立荏田高等学校、神奈川県立相模原総合高等学校、神奈川県立上鶴間高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立鶴嶺高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立大和西高等学校、神奈川県立保土ヶ谷養護学校、神奈川県立茅ヶ崎養護学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

サ 公安委員会（11か所）

神奈川県磯子警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県大磯警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県相模原南警察署